

市区町村別集計項目(推進体制等)

福島県	
市区町村数	59

都道府県	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1 庁内連絡会議の有無	問2-2 諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)						
			担当課(室)名	所属			問3-1 有		問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無			
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)		問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間		問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況
					17	20	16				59						
7	201	福島市	男女共同参画センター	1	1	1	1	福島市男女共同参画推進条例	2002年12月27日	2002年12月27日		福島市男女共同参画基本計画(男女共同参画ふくしまプラン)	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1
7	202	会津若松市	企画政策部 企画調整課 協働・男女参画室	1	1	1	1	会津若松市男女共同参画推進条例	2003年12月19日	2004年4月1日		第5次会津若松市男女共同参画推進プラン	2019年4月1日	~	2024年3月31日	1	1
7	203	郡山市	男女共同参画課	1	1	1	1	郡山市男女共同参画推進条例	2003年3月25日	2003年4月1日		第三次こおりやま男女共同参画プラン	2018年4月	~	2026年3月	1	1
7	204	いわき市	男女共同・多文化共生センター	1	2	1	1	いわき市男女共同参画推進条例	2011年3月31日	2011年4月1日		第四次いわき市男女共同参画プラン	2022年4月	~	2027年3月	1	1
7	205	白河市	教育委員会事務局生涯学習スポーツ課	2	2	1	1				0	第3次白河市男女共同参画計画	2023年4月	~	2028年3月	1	1
7	207	須賀川市	市民協働推進部市民協働推進課	1	2	0	1	須賀川市男女共同参画推進条例	2002年12月27日	2003年1月1日		すかがわ男女共同参画プラン21第3次計画[改定]	2014年4月	~	2024年3月	1	1
7	208	喜多方市	企画調整課	1	2	1	1	喜多方市男女共同参画推進条例	2006年1月4日	2006年1月4日		第3次喜多方市男女共同参画推進基本計画	2017年4月	~	2027年3月	1	1
7	209	相馬市	生涯学習課	2	2	1	1				2	そうま男女共生プラン21	2022年4月	~	2027年3月	1	1
7	210	二本松市	総務部秘書政策課	1	2	0	1	二本松市男女共同参画推進条例	2005年12月1日	2005年12月1日		二本松市男女共同参画基本計画	2022年4月	~	2027年3月	1	1
7	211	田村市	保健福祉部 社会福祉課	1	2	1	1	田村市男女共同参画推進条例	2020年3月26日	2020年4月1日		第2次田村市男女共同参画計画(田村市女性活躍推進計画)	2019年4月1日	~	2024年3月31日	1	1
7	212	南相馬市	南相馬市教育委員会事務局生涯学習課	2	2	1	1				0	第3次南相馬市男女共同参画計画	2020年4月	~	2024年3月	1	1
7	213	伊達市	未来政策部協働まちづくり課	1	2	1	1	伊達市男女共同参画推進条例	2016年3月17日	2016年3月17日		第3次伊達市男女共同参画プラン	2023年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
7	214	本宮市	生活環境課	1	2	1	0	本宮市男女共同参画推進条例	2007年1月1日	2007年1月1日		本宮市第2次男女共同参画基本計画	2019年4月	~	2024年3月	1	1
7	301	桑折町	総合政策課	1	2	1	1				0	第三次こおり男女共同参画プラン	2023年4月	~	2032年3月	1	1
7	303	国見町	住民防災課	1	2	0	0				0	国見町男女共同参画計画	2021年3月	~	2030年3月	0	1
7	308	川俣町	政策推進課	1	2	1	1	川俣町男女共同参画推進条例	2003年3月20日	2003年4月1日		第3次川俣町男女共同参画推進計画	2022年4月	~	2030年3月	0	1
7	322	大玉村	健康福祉課	1	2	0	1	大玉村男女共同参画推進条例	2005年3月22日	2005年4月1日		第2期大玉村男女共同参画推進計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	0	1
7	342	鏡石町	税務住民課	1	2	0	0				0	鏡石町男女共同参画プラン	2020年10月	~	2025年3月	1	1
7	344	天栄村	総務課	1	2	0	0				0	天栄村男女共同参画計画	2019年3月	~	2027年3月	0	1
7	362	下郷町	教育委員会事務局	2	2	0	1				0	下郷町第2次男女共同参画プラン	2021年4月	~	2026年3月	1	1
7	364	檜枝岐村	住民課	1	2	0	0				0	(第四次檜枝岐村振興計画)	2015年4月1日	~	2024年3月31日	1	0
7	367	只見町	総務企画課	1	2	0	0				0	只見町男女共同参画計画	2018年3月	~	2026年3月	0	1
7	368	南会津町	生涯学習課	2	2	0	0				0	からふるプラン(南会津町男女共同参画計画)	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
7	402	北塩原村	住民課	1	2	0	0				0	第1次北塩原村男女共同参画プラン	2019年4月1日	~	2028年3月31日	1	1
7	405	西会津町	福祉介護課	1	2	0	0				0	西会津町男女共同参画計画	2020年4月1日	~	2026年3月31日	0	1
7	407	磐梯町	町民課	1	2	0	0				0	磐梯町男女共同参画計画	2020年10月	~	2028年3月	0	1
7	408	猪苗代町	保健福祉課	1	2	0	0				0	猪苗代町男女共同参画計画	2021年4月	~	2027年3月	1	1
7	421	会津坂下町	総務課 行政管理班	1	2	0	0				0	あいづばんげ男女共同参画プラン	2020年4月1日	~	2025年3月31日	1	1
7	422	湯川村	住民課	1	2	0	0				0	湯川村男女共同参画計画	2020年2月	~	2030年1月	0	1
7	423	柳津町	教育課	2	2	0	0				2	柳津町男女共同参画計画	2023年4月	~	2026年3月	0	1
7	444	三島町	総務課	1	2	0	0				0	三島町男女共同参画計画	2020年10月1日	~	2030年9月30日	1	1
7	445	金山町	金山町教育委員会	2	2	0	0				0	金山町男女共同参画社会基本計画	2017年4月	~	2027年3月	0	1
7	446	昭和村	保健福祉課	1	2	1	0				0	昭和村男女共同参画計画	2019年4月1日	~	2024年3月31日	0	1
7	447	会津美里町	政策財政課	1	2	0	1	会津美里町男女共同参画推進まちづくり条例	2005年10月1日	2005年10月1日		会津美里町第4次男女共同参画推進まちづくり行動計画	2022年4月	~	2027年3月	1	1
7	461	西郷村	西郷村教育委員会 生涯学習課	2	2	0	0				0	西郷村男女共同参画計画	2019年1月	~	2028年12月	0	1
7	464	泉崎村	総務課	1	2	0	0				0	泉崎村男女共同参画基本計画	2018年5月1日	~	2028年3月31日	0	1
7	465	中島村	生涯学習課	2	2	0	0				0	中島村男女共同参画計画	2020年3月	~	2028年3月	0	1
7	466	矢吹町	まちづくり推進課	1	2	0	0				2	矢吹町男女共同参画プラン	2022年4月1日	~	2028年3月31日	0	1
7	481	棚倉町	生涯学習課	2	2	0	0				2	第2次たなぐらまち男女共同参画計画	2015年4月	~	2025年3月	0	1
7	482	矢祭町	教育委員会教育課	2	2	0	0				0	矢祭町男女共同参画計画	2020年4月	~	2030年3月	0	1
7	483	塙町	健康福祉課	1	2	0	0				0	塙町男女共同参画計画	2018年12月3日	~	2027年3月31日	0	1
7	484	鮫川村	住民福祉課	1	2	0	0				0	第1次男女共同参画計画	2016年11月	~	2026年3月	0	1
7	501	石川町	生涯学習課	2	2	0	0	石川町男女共同参画推進条例	2004年3月31日	2004年4月1日		いしかわ男女共同参画プラン	2015年4月	~	2025年3月	0	1
7	502	玉川村	企画政策課	1	2	0	0				2	第1次玉川村男女共同参画計画	2017年4月1日	~	2027年3月31日	0	1

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)					
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況
7	503	平田村	総務課	1	2	0	0				2	平田村男女共同参画計画	2020年3月 ~ 2024年3月	1	1	
7	504	浅川町	保健福祉課	1	2	0	0				0	(浅川町男女共同参画計画)	2020年3月1日 ~ 2030年2月28日	1	0	
7	505	古殿町	健康福祉課	1	2	0	0				0	古殿町男女共同参画計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
7	521	三春町	教育委員会生涯学習課	2	2	0	0				0	三春町男女共同参画計画	2023年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	1	
7	522	小野町	町民生活課	1	2	0	0				0	小野町男女共同参画計画	2023年4月1日 ~ 2031年3月31日	0	1	
7	541	広野町	総務課	1	2	0	0				0	第3次広野町男女共同参画プラン	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
7	542	檜葉町	総務課 行政係	1	2	1	1	檜葉町男女共同参画の推進による心豊かな町づくり条例	2004年12月17日	2005年4月1日		檜葉町男女共同参画基本計画書	2023年4月 ~ 2026年3月	1	1	
7	543	富岡町	生涯学習課	2	2	0	0	富岡町男女共同参画推進条例	2004年6月24日	2004年7月1日		富岡町男女共同参画まちづくり基本計画	2007年6月 ~ 2024年3月	0	1	
7	544	川内村	教育課 生涯学習係	2	2	0	0				0	川内村男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1	
7	545	大熊町	教育総務課	2	2	1	1				0	(おおくま男女共同参画プラン)	2007年9月 ~ 2024年9月	0	0	
7	546	双葉町	住民生活課	1	2	0	0				0				0	0
7	547	浪江町	教育委員会生涯学習課	2	2	0	0				0	男女共同参画プランなみえ	2007年4月 ~ 2024年3月	0	1	
7	548	葛尾村	住民生活課	1	2	0	0				0	第2次葛尾村男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
7	561	新地町	教育総務課	2	2	1	1				2	新地町男女共同参画プラン(しんちにじいろスマイルプラン)	2017年3月 ~ 2026年3月	1	1	
7	564	飯館村	生涯学習課	2	2	0	0				0	飯館村男女共同参画計画	2023年4月1日 ~ 2033年3月31日	0	1	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2024年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2023年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)																
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営				
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
			3									1	2	2	1	0	2	1	0
7	201	福島市	福島市男女共同参画センター	ウイズ・もとまち	960-8035	福島市本町2番6号	024-525-3784	024-522-1528	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kurashi/kyodosankaku/index.html		○	○					○		
7	202	会津若松市																	
7	203	郡山市	郡山市男女共同参画センター	さんかくプラザ	963-8876	福島県郡山市麓山二丁目9-1	024-924-0900	024-924-0904	http://bunka-manabi.or.jp/sankaku/	○			○					○	
7	204	いわき市	いわき市男女共同・多文化共生センター		970-8026	福島県いわき市平字堂根町1番地の4	0246-41-9201	0246-41-9202	https://www.city.iwaki.lg.jp/www/genre/1509005225824/index.html		○	○					○		
7	205	白河市																	
7	207	須賀川市																	
7	208	喜多方市																	
7	209	相馬市																	
7	210	二本松市																	
7	211	田村市																	
7	212	南相馬市																	
7	213	伊達市																	
7	214	本宮市																	
7	301	桑折町																	
7	303	国見町																	
7	308	川俣町																	
7	322	大玉村																	
7	342	鏡石町																	
7	344	天栄村																	
7	362	下郷町																	
7	364	檜枝岐村																	
7	367	只見町																	
7	368	南会津町																	
7	402	北塩原村																	
7	405	西会津町																	
7	407	磐梯町																	
7	408	猪苗代町																	
7	421	会津坂下町																	
7	422	湯川村																	
7	423	柳津町																	
7	444	三島町																	
7	445	金山町																	
7	446	昭和村																	
7	447	会津美里町																	
7	461	西郷村																	
7	464	泉崎村																	
7	465	中島村																	
7	466	矢吹町																	
7	481	棚倉町																	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営				
												直営	指定管理者 その他	直営	指定管理者 その他			
7	482	矢祭町																
7	483	埴町																
7	484	鮫川村																
7	501	石川町																
7	502	玉川村																
7	503	平田村																
7	504	浅川町																
7	505	古殿町																
7	521	三春町																
7	522	小野町																
7	541	広野町																
7	542	檜葉町																
7	543	富岡町																
7	544	川内村																
7	545	大熊町																
7	546	双葉町																
7	547	浪江町																
7	548	葛尾村																
7	561	新地町																
7	564	飯館村																

都道府県	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					用常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	用非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			3					3	3	1	3	1	2	2	0	0	
7	201	福島市	福島市男女共同参画センター	2003年7月1日	4	4	25,153	○	○		○		○				
7	202	会津若松市			0	0	0										
7	203	郡山市	郡山市男女共同参画センター	2002年4月1日	2	3	43,257	○	○	○	○	○	○				
7	204	いわき市	いわき市男女共同・多文化共生センター	2023年4月1日	4	0	5,141	○	○		○			○			
7	205	白河市			0	0	0										
7	207	須賀川市			0	0	0										
7	208	喜多方市			0	0	0										
7	209	相馬市			0	0	0										
7	210	二本松市			0	0	0										
7	211	田村市			0	0	0										
7	212	南相馬市			0	0	0										
7	213	伊達市			0	0	0										
7	214	本宮市			0	0	0										
7	301	桑折町			0	0	0										
7	303	国見町			0	0	0										
7	308	川俣町			0	0	0										
7	322	大玉村			0	0	0										
7	342	鏡石町			0	0	0										
7	344	天栄村			0	0	0										
7	362	下郷町			0	0	0										
7	364	檜枝岐村			0	0	0										
7	367	只見町			0	0	0										
7	368	南会津町			0	0	0										
7	402	北塩原村			0	0	0										
7	405	西会津町			0	0	0										
7	407	磐梯町			0	0	0										
7	408	猪苗代町			0	0	0										
7	421	会津坂下町			0	0	0										
7	422	湯川村			0	0	0										
7	423	柳津町			0	0	0										
7	444	三島町			0	0	0										
7	445	金山町			0	0	0										
7	446	昭和村			0	0	0										
7	447	会津美里町			0	0	0										
7	461	西郷村			0	0	0										
7	464	泉崎村			0	0	0										
7	465	中島村			0	0	0										
7	466	矢吹町			0	0	0										
7	481	棚倉町			0	0	0										
7	482	矢祭町			0	0	0										

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業										
					用常勤(雇用)期間の定めがない職員)	用非常勤(雇用)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他	
7	483	埴町			0	0	0											
7	484	鮫川村			0	0	0											
7	501	石川町			0	0	0											
7	502	玉川村			0	0	0											
7	503	平田村			0	0	0											
7	504	浅川町			0	0	0											
7	505	古殿町			0	0	0											
7	521	三春町			0	0	0											
7	522	小野町			0	0	0											
7	541	広野町			0	0	0											
7	542	檜葉町			0	0	0											
7	543	富岡町			0	0	0											
7	544	川内村			0	0	0											
7	545	大熊町			0	0	0											
7	546	双葉町			0	0	0											
7	547	浪江町			0	0	0											
7	548	葛尾村			0	0	0											
7	561	新地町			0	0	0											
7	564	飯館村			0	0	0											

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

福島県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市区長数	うち		副市区長数	うち		町村長数	うち		副町村長数	うち		自治会長数	うち	
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態		女性市区長数	女性比率(%)		女性副市区長数	女性比率(%)		女性町村長数	女性比率(%)		女性副町村長数	女性比率(%)		女性自治会長数	女性比率(%)
				2		13	0	0.0	17	0	0.0	46	0	0.0	45	1	2.2	6,130	227	3.7
7	201	福島市				1	0	0.0	2	0	0.0							866	54	6.2
7	202	会津若松市	2000年2月27日	男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							506	17	3.4
7	203	郡山市	2002年12月17日	郡山市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							662	49	7.4
7	204	いわき市				1	0	0.0	2	0	0.0							529	12	2.3
7	205	白河市				1	0	0.0	1	0	0.0							167	3	1.8
7	207	須賀川市				1	0	0.0	1	0	0.0							116	1	0.9
7	208	喜多方市				1	0	0.0	1	0	0.0							270	9	3.3
7	209	相馬市				1	0	0.0	1	0	0.0							76	0	0.0
7	210	二本松市				1	0	0.0	1	0	0.0							372	11	3.0
7	211	田村市				1	0	0.0	1	0	0.0							100	1	1.0
7	212	南相馬市				1	0	0.0	2	0	0.0							181	6	3.3
7	213	伊達市				1	0	0.0	1	0	0.0							424	14	3.3
7	214	本宮市				1	0	0.0	1	0	0.0							114	4	3.5
7	301	桑折町										1	0	0.0	1	1	100.0	50	0	0.0
7	303	国見町										1	0	0.0	1	0	0.0	64	0	0.0
7	308	川俣町										1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
7	322	大玉村										1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0
7	342	鏡石町										1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0
7	344	天栄村										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
7	362	下郷町										1	0	0.0	1	0	0.0	38	0	0.0
7	364	檜枝岐村										1	0	0.0	0	0		0	0	
7	367	只見町										1	0	0.0	1	0	0.0	27	1	3.7
7	368	南会津町										1	0	0.0	1	0	0.0	95	1	1.1
7	402	北塩原村										1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
7	405	西会津町										1	0	0.0	1	0	0.0	90	4	4.4
7	407	磐梯町										1	0	0.0	1	0	0.0	25	2	8.0
7	408	猪苗代町										1	0	0.0	1	0	0.0	108	5	4.6
7	421	会津坂下町										1	0	0.0	1	0	0.0	81	0	0.0
7	422	湯川村										1	0	0.0	1	0	0.0	33	1	3.0
7	423	柳津町										1	0	0.0	1	0	0.0	47	0	0.0
7	444	三島町										1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0
7	445	金山町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0
7	446	昭和村										1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
7	447	会津美里町										1	0	0.0	1	0	0.0	164	3	1.8
7	461	西郷村										1	0	0.0	1	0	0.0	52	6	11.5

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市 区 長 数	うち 女性 市区 長 数	女性 比率 (%)	副 市 区 長 数	うち 女性 副市 区 長 数	女性 比率 (%)	町 村 長 数	うち 女性 町村 長 数	女性 比率 (%)	副 町 村 長 数	うち 女性 副町 村 長 数	女性 比率 (%)	自 治 会 長 数	うち 女性 自治 会 長 数	女性 比率 (%)
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態															
7	464	泉崎村									1	0	0.0	1	0	0.0	107	8	7.5	
7	465	中島村									1	0	0.0	0	0		11	0	0.0	
7	466	矢吹町									1	0	0.0	1	0	0.0	95	10	10.5	
7	481	棚倉町									1	0	0.0	1	0	0.0	53	0	0.0	
7	482	矢祭町									1	0	0.0	0	0		21	0	0.0	
7	483	埴町									1	0	0.0	0	0		43	0	0.0	
7	484	鮫川村									1	0	0.0	1	0	0.0	7	0	0.0	
7	501	石川町									1	0	0.0	1	0	0.0	39	0	0.0	
7	502	玉川村									1	0	0.0	1	0	0.0	14	0	0.0	
7	503	平田村									1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0	
7	504	浅川町									1	0	0.0	1	0	0.0	26	1	3.8	
7	505	古殿町									1	0	0.0	0	0		10	0	0.0	
7	521	三春町									1	0	0.0	1	0	0.0	47	0	0.0	
7	522	小野町									1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0	
7	541	広野町									1	0	0.0	1	0	0.0	26	2	7.7	
7	542	檜葉町									1	0	0.0	1	0	0.0	18	1	5.6	
7	543	富岡町									1	0	0.0	2	0	0.0	27	1	3.7	
7	544	川内村									1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0	
7	545	大熊町									1	0	0.0	2	0	0.0	21	0	0.0	
7	546	双葉町									1	0	0.0	2	0	0.0	17	0	0.0	
7	547	浪江町									1	0	0.0	2	0	0.0	48	0	0.0	
7	548	葛尾村									1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0	
7	561	新地町									1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0	
7	564	飯館村									1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0	

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	問9-1						調査時点コード																
		問8-1		問8-2							(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他											
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数				女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)							委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)			
	小計			768	622	10,059	2,594	25.8	909	764	12,408	3,150	25.4	312	173	1,841	309	16.8	1,003	74	7.4	1,277	94	7.4									
7	201	福島市	40.0	2026年3月	57	57	933	357	38.3	22	22	621	237	38.2	6	6	46	13	28.3	0	0	0.0	39	10	25.6	1							
7	202	会津若松市	30.0	2027年3月	45	30	368	109	29.6	31	30	368	109	29.6	6	4	37	6	16.2	48	6	12.5	49	6	12.2	1							
7	203	郡山市	40.0	2026年3月	62	52	820	264	32.2	56	48	776	256	33.0	6	4	44	8	18.2	50	9	18.0	51	9	17.6	1							
7	204	いわき市	40.0	2024年3月	79	73	1,234	373	30.2	47	45	885	265	29.9	6	6	46	12	26.1	39	10	25.6	40	10	25.0	1							
7	205	白河市	40%以上(期限なし)		45	39	586	153	26.1	45	39	586	153	26.1	6	4	38	5	13.2	0	0	0.0	31	0	0.0	1							
7	207	須賀川市	35.0	2024年3月	33	29	428	98	22.9	28	25	394	90	22.8	5	4	34	8	23.5	0	0	0.0	0	0	0.0	1							
7	208	喜多方市	40.0	2027年3月	38	31	412	121	29.4	31	27	379	118	31.1	5	2	33	3	9.1	0	0	0.0	24	2	8.3	1							
7	209	相馬市	40.0	2027年3月	66	33	628	124	19.7	24	22	326	58	17.8	5	4	28	5	17.9	0	0	0.0	35	2	5.7	1							
7	210	二本松市	30.0	2027年3月	37	26	854	116	13.6	24	16	270	69	25.6	5	3	54	6	11.1	29	6	20.7	30	6	20.0	1							
7	211	田村市	30.0	2024年3月	21	17	311	78	25.1	21	17	311	78	25.1	5	3	34	4	11.8	24	0	0.0	25	0	0.0	1							
7	212	南相馬市	40.0(法律または法令により設置されている審議会等)	2026年3月	36	26	377	101	26.8	28	22	306	79	25.8	5	3	34	4	11.8	12	1	8.3	13	1	7.7	1							
7	213	伊達市	30.0	2027年3月	34	30	462	105	22.7	29	27	406	98	24.1	5	3	56	7	12.5	26	3	11.5	27	3	11.1	1							
7	214	本宮市	40.0	2024年3月	21	19	222	64	28.8	16	15	197	57	28.9	5	4	25	7	28.0	0	0	0.0	23	5	21.7	1							
7	301	葵折町	30.0	2032年3月	16	14				16	14	199	44	22.1	4	2	21	3	14.3	27	1	3.7	28	1	3.6	1							
7	303	国見町								11	11	143	42	29.4	4	3	23	7	30.4	20	1	5.0	21	1	4.8	1							
7	308	川俣町	41.0	2030年3月	17	12	237	38	16.0	15	12	217	54	24.9	5	5	21	6	28.6	20	0	0.0	21	0	0.0	1							
7	322	大玉村							22	19	291	62	21.3	4	3	18	4	22.2	15	0	0.0	16	0	0.0	1								
7	342	鏡石町							9	6	97	29	29.9	5	2	22	4	18.2	15	0	0.0	16	0	0.0	1								
7	344	天栄村							8	7	155	10	6.5	5	1	31	1	3.2	19	0	0.0	20	0	0.0	1								
7	362	下郷町	25.0	2026年3月	8	7	129	17	13.2	8	7	129	17	13.2	5	2	24	2	8.3	23	1	4.3	24	1	4.2	1							
7	364	檜枝岐村							5	3	42	5	11.9	5	3	18	4	22.2	12	0	0.0	13	0	0.0	1								
7	367	只見町							3	2	15	5	33.3	5	3	33	9	27.3	0	0	0.0	1	0	0.0	1								
7	368	南会津町	30.0	2027年3月	21	13	222	44	19.8	16	10	196	41	20.9	5	3	26	3	11.5	0	0	0.0	14	0	0.0	1							
7	402	北塩原村	20.0	2028年3月	12	10	164	48	29.3	10	8	121	26	21.5	4	1	13	2	15.4	23	0	0.0	24	0	0.0	1							
7	405	西会津町							5	4	55	11	20.0	5	2	36	3	8.3	20	2	10.0	20	2	10.0	1								
7	407	磐梯町							12	8	147	27	18.4	5	4	25	4	16.0	20	0	0.0	21	0	0.0	1								
7	408	猪苗代町	25.0	2026年3月	31	27	410	87	21.2	30	27	410	87	21.2	5	4	25	5	20.0	20	1	5.0	21	1	4.8	1							
7	421	会津坂下町	30.0		10	9	145	26	17.9	10	9	119	21	17.6	5	3	23	5	21.7	34	3	8.8	35	3	8.6	1							
7	422	湯川村							6	4	66	10	15.2	5	2	28	6	21.4	0	0	0.0	0	0	0.0	1								
7	423	柳津町							8	7	87	13	14.9	5	2	22	3	13.6	15	3	20.0	16	3	18.8	1								
7	444	三島町							6	4	49	8	16.3	4	3	18	4	22.2	0	0	0.0	21	0	0.0	1								
7	445	金山町							32	15	362	48	13.3	6	1	55	1	1.8	20	0	0.0	21	0	0.0	1								
7	446	昭和村							8	6	85	11	12.9	5	1	24	3	12.5	14	0	0.0	15	0	0.0	1								
7	447	会津美里町	30.0	2027年3月	24	20	244	67	27.5	25	21	258	71	27.5	6	6	63	26	41.3	26	4	15.4	26	4	15.4	1							
7	461	西郷村	30.0	2028年3月	18	15	220	54	24.5	18	15	220	54	24.5	5	2	24	3	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	1							
7	464	泉崎村							6	5	46	8	17.4	5	1	29	2	6.9	9	0	0.0	10	0	0.0	1								
7	465	中島村							8	6	90	12	13.3	5	1	19	2	10.5	13	0	0.0	14	0	0.0	1								
7	466	矢吹町							13	13	149	60	40.3	5	2	24	3	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	1								
7	481	棚倉町							7	5	168	24	14.3	5	3	28	3	10.7	17	0	0.0	18	0	0.0	1								
7	482	天栄町							7	4	100	27	27.0	5	2	24	2	8.3	14	0	0.0	15	0	0.0	1								
7	483	瑞町							6	6	41	13	31.7	5	1	28	2	7.1	0	0	0.0	0	0	0.0	1								
7	484	鮫川村							7	5	67	11	16.4	5	1	19	1	5.3	0	0	0.0	14	0	0.0	1								
7	501	石川町	50.0(すべての審議会に女性委員を入れる。)	2025年3月	21	18	344	96	27.9	21	17	350	94	26.9	5	1	34	2	5.9	27	0	0.0	28	0	0.0	2	2019年4月1日						
7	502	玉川村							7	6	97	31	32.0	5	3	27	4	14.8	23	2	8.7	24	2	8.3	1								
7	503	平田村							10	9	91	27	29.7	5	3	20																	

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づき審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基づき委員会等における登用状況	問9-1					調査時点コード												
			問8-1		問8-2						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づき審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づき委員会等における登用状況	その他							
			目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数				うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数							うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数
7	522	小野町						10	7	180	43	23.9	5	4	23	5	21.7	0	0	0.0	32	1	3.1	1			1	
7	541	広野町						13	8	167	26	15.6	5	2	21	3	14.3	26	0	0.0	27	0	0.0	1			1	
7	542	櫛葉町						6	6	80	21	26.3	5	2	20	2	10.0	35	2	5.7	36	2	5.6	1			1	
7	543	富岡町						14	13	173	43	24.9	4	3	31	6	19.4	31	1	3.2	32	1	3.1	1			1	
7	544	川内村						3	3	19	6	31.6	5	3	22	5	22.7	0	0	0.0	0	0	0.0	1			1	
7	545	大熊町						7	7	70	14	20.0	5	3	27	4	14.8	31	2	6.5	32	2	6.3	1			1	
7	546	双葉町						9	8	119	15	12.6	5	2	21	5	23.8	33	1	3.0	34	1	2.9	1			1	
7	547	浪江町						2	2	19	7	36.8	5	3	26	4	15.4	0	0	0.0	0	0	0.0	1			1	
7	548	葛尾村						5	3	46	6	13.0	5	3	26	5	19.2	26	0	0.0	27	0	0.0	1			1	
7	561	新地町						19	18	252	78	31.0	5	4	24	8	33.3	25	2	8.0	26	2	7.7	1			1	
7	564	飯館村						6	6	70	13	18.6	5	4	20	5	25.0	21	1	4.8	22	1	4.5	1			1	

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																問11-2 職務上の地位別職員在職状況																問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部署への配置状況					問11-5						
			管理職総数	うち 女性数	女性 比率 (%)	うち一般行政職			部長 長 相当 職	うち 女性数	女性 比率 (%)	うち一般行政職			次長 相当 職	うち 女性数	女性 比率 (%)	うち一般行政職			課長 相当 職	うち 女性数	女性 比率 (%)	課長 補佐 相当 職	うち 女性数	女性 比率 (%)	係長 相当 職	うち 女性数	女性 比率 (%)	うち一般行政職	うち 女性数	女性 比率 (%)	調査 時点 コード	その他	防災・ 危機 管理 部署 職員 数	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち管理職数		調査 時点 コード	その他							
						管理職 総数	うち 女性 数	女性 比率 (%)				部長 長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)				次長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)																		課長 相当 職	うち 女性 数			女性 比率 (%)	課長 補佐 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	係長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)
7	201	福島市	2,074	283	13.6	1,752	197	11.2	202	11	5.4	183	7	3.8	311	35	11.3	249	27	10.8	1,561	237	15.2	1,320	163	12.3	2,388	668	28.0	1,899	403	21.2	4,877	1,873	38.4	3,714	1,177	31.7			375	41	10.9	73	7	9.6		
7	202	会津若松市	88	13	14.8	78	13	16.7	12	0	0.0	11	0	0.0	20	2	10.0	19	2	10.5	56	11	19.6	48	11	22.9	98	19	19.4	78	12	15.4	500	177	35.4	348	119	34.2	1		15	3	20.0	1	0	0.0	1	
7	203	郡山市	139	20	14.4	107	15	14.0	21	2	9.5	17	1	5.9	31	6	19.4	27	6	22.2	87	12	13.8	63	8	12.7	327	66	20.2	230	32	13.9	538	188	34.9	366	103	28.1	1		13	2	15.4	2	0	0.0	1	
7	204	いわき市	422	39	9.2	331	23	6.9	28	1	3.6	22	1	4.5	145	9	6.2	105	5	4.8	249	29	11.6	204	17	8.3	431	104	24.1	347	59	17.0	1,238	516	41.7	993	334	33.6	1		22	1	4.5	7	1	14.3	1	
7	205	白河市	102	25	24.5	89	14	15.7	12	0	0.0	11	0	0.0	11	1	9.1	11	1	9.1	79	24	30.4	67	13	19.4	153	56	36.6	121	36	29.8	79	30	38.0	56	15	26.8	1		4	1	25.0	0	0	0.0	1	
7	207	須賀川市	89	6	6.7	75	4	5.3	13	0	0.0	12	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	76	6	7.9	63	4	6.3	36	8	22.2	25	5	20.0	97	33	34.0	65	15	23.1	1		13	1	7.7	1	0	0.0	1	
7	208	喜多方市	65	11	16.9	61	11	18.0	16	2	12.5	16	2	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	49	9	18.4	45	9	20.0	78	15	19.2	72	13	18.1	213	69	32.4	159	45	28.3	1		8	0	0.0	2	0	0.0	1	
7	209	相馬市	43	3	7.0	43	3	7.0	9	0	0.0	9	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0	32	3	9.4	32	3	9.4	61	11	18.0	61	11	18.0	127	54	42.5	127	54	42.5	1		4	0	0.0	0	0	0.0	1	
7	210	二本松市	66	10	15.2	59	7	11.9	12	2	16.7	12	2	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	54	8	14.8	47	5	10.6	0	0	0.0	0	0	0.0	191	67	35.1	139	36	25.9	1		4	0	0.0	0	0	0.0	1	
7	211	田村市	38	4	10.5	35	4	11.4	8	0	0.0	8	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	30	4	13.3	27	4	14.8	44	19	43.2	37	12	32.4	133	62	46.6	119	51	42.9	1		8	1	12.5	0	0	0.0	1	
7	212	南相馬市	108	21	19.4	85	8	9.4	17	1	5.9	16	0	0.0	26	4	15.4	20	1	5.0	65	16	24.6	49	7	14.3	56	23	41.1	41	10	24.4	138	45	32.6	108	25	23.1	1		10	0	0.0	2	0	0.0	1	
7	213	伊達市	65	10	15.4	52	4	7.7	11	2	18.2	9	0	0.0	13	2	15.4	11	2	18.2	41	6	14.6	32	2	6.3	98	18	18.4	79	8	10.1	124	63	50.8	99	42	42.4	1		6	0	0.0	3	0	0.0	1	
7	214	本宮市	58	16	27.6	47	13	27.7	10	1	10.0	10	1	10.0	23	6	26.1	19	6	31.6	25	9	36.0	18	6	33.3	46	24	52.2	35	16	45.7	53	27	50.9	31	11	35.5	1		7	1	14.3	2	0	0.0	1	
7	301	桑折町	11	1	9.1	11	1	9.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	11	1	9.1	11	1	9.1	5	1	20.0	5	1	20.0	22	7	31.8	22	7	31.8	1		4	1	25.0	0	0	0.0	1	
7	303	国見町	16	3	18.8	16	3	18.8	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	16	3	18.8	16	3	18.8	11	1	9.1	11	1	9.1	48	23	47.9	32	17	53.1	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
7	308	川俣町	14	2	14.3	14	2	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	14	2	14.3	14	2	14.3	12	3	25.0	12	3	25.0	32	14	43.8	32	14	43.8	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1	
7	322	大玉村	17	2	11.8	14	2	14.3	2	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	15	2	13.3	13	2	15.4	31	20	64.5	17	8	47.1	30	10	33.3	18	6	33.3	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1	
7	342	鏡石町	21	2	9.5	19	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	21	2	9.5	19	0	0.0	40	11	27.5	34	3	8.8	16	6	37.5	11	4	36.4	1		8	2	25.0	1	0	0.0	1	
7	344	天栄村	11	2	18.2	10	2	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	11	2	18.2	10	2	20.0	7	2	28.6	5	1	20.0	44	20	45.5	24	6	25.0	1		8	1	12.5	2	0	0.0	1	
7	362	下郷町	19	6	31.6	14	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	18	6	33.3	13	0	0.0	18	6	33.3	14	3	21.4	17	11	64.7	11	6	54.5	1		3	0	0.0	0	0	0.0	1	
7	364	檜枝岐村	8	0	0.0	8	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	7	0	0.0	7	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	20	7	35.0	20	7	35.0	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
7	367	只見町	17	3	17.6	15	3	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	17	3	17.6	15	3	20.0	33	12	36.4	24	4	16.7	27	14	51.9	14	4	28.6	1		5	0	0.0	0	0	0.0	1	
7	368	南会津町	28	1	3.6	28	1	3.6	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	28	1	3.6	28	1	3.6	42	7	16.7	42	7	16.7	87	28	32.2	87	28	32.2	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1	
7	402	北塩原村	8	1	12.5	7	1	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	8	1	12.5	7	1	14.3	8	2	25.0	5	0	0.0	12	4	33.3	10	2	20.0	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
7	405	西会津町	14	0	0.0	14	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	14	0	0.0	14	0	0.0	18	0	0.0	18	0	0.0	20	12	60.0	20	12	60.0	1		14	5	35.7	1	0	0.0	1	
7	407	磐梯町	11	0	0.0	11	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	11	0	0.0	11	0	0.0	20	6	30.0	15	2	13.3	30	16	53.3	18	6	33.3	1		11	1	9.1	1	0	0.0	1	
7	408	猪苗代町	17	2	11.8	14	2	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	17	2	11.8	14	2	14.3	45	19	42.2	30	8	26.7	56	30	53.6	31	7	22.6	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
7	421	会津坂下町	16	5	31.3	16	5	31.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	16	5	31.3	16																								

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都	市	区	府	町	村	コ	ロ	ド	名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																					
										問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)														
		1. 明記した規定があり、認めている。		左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		1. 明記した規定がある。		1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。		1. 産前産後期間を明記した規定がある。		1. あり		その他		配偶者の出産		育児		家族の看護		家族の介護		疾病		その他					
										18	1の合計	47	0	45		1		45	45	45	45	43	33								
										5	2の合計	1	38	2		46		4	4	4	4	8	5								
										7	3の合計	7	7			0		3	3	3	3	2	4								
										29	4の合計	4	2					7	7	7	7	6	13								
7	201								福島市	2	福島市議会	1	2	1	福島市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2															
7	202								会津若松市	1	会津若松市議会	1	3	1	会津若松市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2															
7	203								郡山市	1	郡山市議会	1	2	1	郡山市議会会議規則、郡山市議会委員会条例 郡山市議会会議規則第2条2「議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 -郡山市議会委員会条例第12条2「委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2															
7	204								いわき市	3	いわき市議会	1	2	1	いわき市議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2															
7	205								白河市	3	白河市議会	1	3	1	白河市議会会議規則 第1章第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2															
7	207								須賀川市	2	須賀川市議会	1	2	1	須賀川市議会規則 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2															
7	208								喜多方市	1	喜多方市議会	1	2	1	喜多方市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第91条 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2															
7	209								相馬市	4	相馬市議会	1	2	1	相馬市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2															
7	210								二本松市	1	二本松市議会	1	2	1	二本松市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2															

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																				
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他								
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例													
7	211	田村市	4		福島県田村市議会	1	2	1	田村市議会会議規則 第2条2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	4	
7	212	南相馬市	2		南相馬市議会	1	2	1	南相馬市議会会議規則 第1章 会議 第1節 総則 (欠席、遅刻又は早退の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席、遅刻又は早退をするときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2									1	1	1	1	1	1
7	213	伊達市	3		伊達市議会	1	2	1	①伊達市議会会議規則 ②伊達市議会委員会条例 ①第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席、遅刻又は早退しようとするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 ②第12条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席、遅刻又は早退しようとするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに、委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2									1	1	1	1	1	1
7	214	本宮市	1	本宮市職員旧姓使用取扱規程 第1条 この訓令は、社会活動の継続性を保持し働きやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關し必要な事項を定めるものとする。	本宮市議会	1	2	1	本宮市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1	
7	301	桑折町	4		桑折町議会	1	2	1	桑折町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1	
7	303	国見町	4		国見町議会	4												4	4	4	4	4	4	
7	308	川俣町	4		川俣町議会	3												4	4	4	4	4	4	
7	322	大玉村	4		大玉村	1	2	1	大玉村議会会議規則 第2条 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から、当該出産日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにしてあらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1	
7	342	鏡石町	4		鏡石町議会	1	3	1	鏡石町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(他児妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2									1	1	1	1	1	4
7	344	天栄村	4		天栄村議会	1	3	2										2	2	2	2	2	4	
7	362	下郷町	4		下郷町議会	1	2	1	下郷町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2									1	1	1	1	2	2

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7					
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。				議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
7	364	檜枝岐村	4	檜枝岐村議会	1	2	1	檜枝岐村議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。(宿所または連絡所の届出)	2		1	1	1	1	1	1
7	367	只見町	3	只見町議会	2						2	2	2	2	2	
7	368	南会津町	4	南会津町議会	1	2	1	南会津町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由により欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
7	402	北塩原村	4	北塩原村議会	1	2	1	北塩原村議会会議規則 (欠席の届出)第2条第2項 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
7	405	西会津町	1	西会津町議会	1	3	1	西会津町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																			
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)										
								1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
7	405	西会津町	(旧姓使用の届出) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓及び戸籍の氏を証する書面を添付した旧姓使用届出書(第1号様式)を、所属長を経て総務課長に提出しなければならない。 (旧姓使用の中止) 第4条 旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届出書(第2号様式)を所属長を経て総務課長に提出しなければならない。 2 町長は、当該職員の旧姓の使用が職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、旧姓使用の中止を命ずることができる。 3 旧姓使用を中止した職員、または旧姓使用の中止を命ぜられた職員が再び同じ旧姓を使用することは、原則として認めないものとする。 (責務) 第5条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し適切な運用が図られるように努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に町民、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 3 旧姓を使用する職員は、人事異動に当たり、事務処理上の混乱が生じないように新たな所属長に対して、旧姓を使用していることを申し出なければならない。 (その他) 第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この訓令は、令和3年6月1日から施行する。 (経過措置) 2 この訓令の施行の前日に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、この訓令の施行の日から令和3年7月31日まで、所属長を経て総務課長に第3条の旧姓使用届出書を提出することにより、旧姓を使用できる。	議会名																		
7	407	磐梯町	1 磐梯町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、町長に届出をして、専ら職員の間で使用している文書等で、法令等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上及び事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 2 前項の旧姓を使用することができる文書等は、別表第1に掲げるものとする。 3 旧姓を使用することができない文書等は、別表第2に掲げるものとする。	磐梯町議会	1	3	2			2						1	1	1	1	1	1	
7	408	猪苗代町	4 猪苗代町議会議員旧姓使用取扱要綱 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	猪苗代町議会	1	2	1	猪苗代町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			2						1	1	1	1	1	2

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)					
								1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護
			会津坂下町職員旧姓使用取扱要綱 第3条(旧姓の使用)職員は、法令又は条例の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上著しい誤解又は混乱を招くおそれのない文書等について、旧姓を使用することができる。	会津坂下町議会	1	2	1	会津坂下町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、事故公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できない時は、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 議員前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
7	422	湯川村		湯川村議会	3							3	3	3	3	3	3
7	423	柳津町		柳津町議会	4							3	3	3	3	2	3
7	444	三島町		三島町議会	4							4	4	4	4	4	4
7	445	金山町		金山町議会	4							2	2	2	2	2	2
7	446	昭和村		昭和村議会	2							4	4	4	4	4	4
7	447	会津美里町	会津美里町職員旧姓使用に関する規程 (旧姓の使用) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、おおむね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。	会津美里町議会	1	2	1	会津美里町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
7	461	西郷村	西郷村職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、村長の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	西郷村村議会	1	2	1	西郷村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
7	464	泉崎村	泉崎村職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、村長の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	泉崎村議会	1	2	1	泉崎村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4
7	465	中島村	中島村職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、村長の承認を受け、専ら職員の間で使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	中島村議会	1	2	1	中島村議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないとき、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
7	466	矢吹町		矢吹町議会	1	4	1	矢吹町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)								
					1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
7	481	棚倉町	1	棚倉町議会	1	2	1	棚倉町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
7	482	矢祭町	1	矢祭町議会	1	2	1	矢祭町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できない時は、その理由を付け、当日の開議時刻までに、議長に届けなければならない。2前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
7	483	塙町	4	塙町議会	1	2	1	塙町議会会議規則 第2条第2項 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出すること。	2					1	1	1	1	1	1
7	484	鮫川村	4	鮫川村議会	1	2	1	鮫川村議会会議規則 第2条、第2項～	2					1	1	1	1	1	1
7	501	石川町	4	石川町議会	1	3	1	石川町議会会議規則 第2条2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出すること。	2					1	1	1	1	1	1
7	502	玉川村	3	玉川村議会	1	2	1	玉川村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
				議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
7	503	平田村	4	平田村議会	1	2	1	平田村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1		
7	504	浅川町	4	浅川町議会	1	2	1	浅川町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	4	
7	505	古殿町	4	古殿町議会	1	2	1	古殿町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
7	521	三春町	1	三春町議会	1	2	1	三春町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例 第4条の2 議員が議会活動ができなくなった期間(病気及び長期不在)に応じて、次の表に定める割合を第2条に定める報酬の額から減額するものとする。 議会活動ができなかった期間 減額の割合 90日以上180日未満 100分の20 180日以上365日未満 100分の30 365日以上 100分の50 2 前項の規定による報酬の減額は、議会活動ができない期間が90日、180日又は365日を経過する日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からそれぞれ開始し、議会活動ができることとなった場合においては、その事実が生じた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終了する。 3 前2項の規定にかかわらず、公務災害に認定された場合は、この限りではない。 第5条の4 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)の前6箇月以内の期間において減額月があるときの期末手当の額は第5条の規定により支給されるべき期末手当の額に、長期欠席の期間に応じて、第4条の2第1項の表に定める減額割合を乗じて得た額を減じた額とする。 2 基準日の前6箇月以内の期間に減額割合が異なる場合の期末手当額は、減額割合が高い方を適用して計算する。		1	1	1	1	2	2
7	522	小野町	2	小野町議会	1	2	1	小野町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	4	
7	541	広野町	4	広野町議会	1	2	1	広野町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
7	542	楢葉町	4	楢葉町議会	1	4	1	楢葉町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		2	2	2	2	2	2	

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
				問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)									
コ	コ	コ	コ	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
7	543	富岡町	1	富岡町議会	4							4	4	4	4	4	4			
				<p>富岡町職員の旧姓使用の取扱いに関する要綱</p> <p>(趣旨) 第1条 この要綱は、互いに個性が尊重される働きやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改正前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の範囲) 第2条 旧姓を使用できる職員の範囲は、富岡町職員定数条例(昭和31年富岡町条例第29号)第1条に定める職員とする。</p> <p>(旧姓使用の範囲) 第3条 職員が旧姓を使用することができるものは、次の各号のすべてに該当するものであって、おおむね別表第1に掲げるものとする。 (1) 法令上特別な効果を生じるおそれなく、かつ、職員の同一性の確認が容易にできるもの (2) 職務執行上又は事務処理上誤解又は混乱を招くおそれがないもの 2 旧姓を使用することができないものは、前項に規定するもの以外のものであって、おおむね別表第2に掲げるものとする。</p> <p>(旧姓使用の承認申請) 第4条 職員が旧姓を使用するときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)に婚姻等の前後の戸籍上の氏を証する書類等を添付し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。 2 前項の旧姓使用承認申請書は、所属長を経由して、町長に提出するものとする。</p> <p>(旧姓使用の開始) 第5条 町長が旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。</p> <p>(旧姓使用の中止) 第6条 旧姓使用職員は、旧姓の使用を中止するときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経由して町長に提出しなければならない。 2 前項の規定により旧姓使用中止届をした職員は、戸籍上の氏を改めた場合その他特段の理由がある場合を除き、再度旧姓使用の申請はできないものとする。</p> <p>(旧姓使用職員名簿) 第7条 町長は、前3条の届出の内容を旧姓使用職員名簿(様式第4号)に記載し、保管する。</p> <p>(職員及び所属長の責務) 第8条 旧姓使用職員は、旧姓の使用にあたり、常に町民又は職場に誤解、混乱等が生じないように努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓使用にあたり、適切な運用と公務の円滑な運営に努めなければならない。</p> <p>(その他) 第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成20年11月1日から施行する。 (経過措置) 2 この要綱の施行の日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員で、旧姓の使用をしようとする職員は、第4条第1項の規定による申請をすることができるものとする。</p> <p>別表第1(第3条関係) 旧姓を使用することができるもの 1 単に氏名が記載されているもの及び対外的にも使用されるが法令上特別な効果を生じるおそれがないもの (1) 職場での呼称 (2) 名札 (3) 職員録 (4) 名刺 (5) 座席表 (6) 事務分担表等 (7) メールアドレス 2 専ら組織内で使用される文書で、職員の同一性の確認が容易にできるもの (1) 起案文書 (2) 決裁文書、供覧文書等に係る押印又はサイン (3) 復命書 (4) 事務引継書 (5) 業務日誌等 3 職員の権利義務に係る文書等で、職員の同一性の確認が容易にでき、かつ、旧姓使用を原因とする係争のおそれのないもの (1) 職務に専念する義務の免除その他特別な休暇・休業の各種申請書 (2) 旅行命令簿 (3) 出勤簿 (4) 年次有給休暇届・休暇願簿 (5) 有給休暇承認願 (6) 欠勤届 (7) 私事旅行届 (8) 履歴事項移動届 (9) 給与に係る諸届文書(通勤届、住居届、扶養親族届、時間外勤務命令簿、管理職員特別勤務命令簿、児童手当関係届出等) (10) 支出負担行為決議票その他の会計伝票類等</p> <p>4 その他法令上特別な効果を生じるおそれがないもの (1) 研究論文等の発表、講演等 (2) 所属長が適当と認める簡易な文書等</p> <p>別表第2(第3条関係) 旧姓を使用することができないもの 1 職員の身分等に関する文書で、法令上特別な効果を生じるおそれのあるもの</p>																

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																			
				議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)												
					1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
7 543	富岡町		(1) 辞令 (2) 人事異動発令通知書等 (3) 宣誓書 (4) 復職願 (5) 退職願 (6) 処分関係書類 (7) 職員台帳 (8) 身分証明書その他の職員の身分を示す証明書 (9) 在職証明書等 2 職員の権利義務に係る文書等で、法令上特別な効果を生じるおそれがあるもの (1) 昇給通知書、給与支払明細書等別表1の3に定めるもの以外の給与又は報酬関係の書類 (2) 共済組合関係書類 (3) 公務災害関係書類 (4) 交通事故等報告書等 3 公権力の行使等対外的な行政行為に係るもの 許認可、徴税等法令に基づく行政処分に関する文書等 4 私人との法律上の関係を生じさせるもの 契約書、入札執行関係書類、協定書等の書類 様式第1号(第4条関係) 旧姓使用承認申請書 様式第2号(第5条関係) 旧姓使用承認通知書 様式第3号(第6条関係) 旧姓使用中止届 様式第4号(第7条関係) 旧姓使用職員名簿																				
7 544	川内村	1	川内村職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、村長に届出をして、専ら職員の間で使用している文書等で法令等の規程に反するおそれなく、かつ職務遂行上及び事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用する異ができる。	川内村議会	3											3	3	3	3	3	3		
7 545	大熊町	4		大熊町議会	1	2	1	大熊町議会会議規則 第2条2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1	
7 546	双葉町	4		双葉町議会	1	2	1	総則 第2条議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる	2								1	1	1	1	1	1	
7 547	浪江町	3		浪江町議会	1	2	1	浪江町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助やその他やむを得ない事由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の開催時刻までに議長に届出なければならない。	2								1	1	1	1	1	3	
7 548	葛尾村	4		葛尾村議会	4												4	4	4	4	4	4	
7 561	新地町	4		新地町議会	1	2	1	新地町議会会議規則 第2条 議会は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2									1	1	1	1	1	1
7 564	飯館村	1	飯館村職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨)第1条この要綱は、飯館村職員(臨時及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 別表(第2条関係)1旧姓使用の範囲について (1)基本的な考え方 旧姓を使用できるのは、法律等にふれるおそれのない範囲内において、専ら組織内部で使用され、職務遂行上支障がないと認められる文書とする。	飯館村議会	4												4	4	4	4	2		

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割				
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画の実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。			
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント規定がある(ハラスメント防止規定)	2. 議員向け研修を議員向け研修窓口に設置している	3. その他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
	7 204 いわき市				3 議員は、ハラスメントの事実があると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。 第5条 ハラスメントを受けた又はその事実を知った議員は、議長に対し、ハラスメントに関する相談をすることができる。 第6条 議長は、ハラスメントに関する相談があった場合、公正かつ適正に対応するため、必要に応じ、各派代表者会議を開催し、その対応を協議することができる。 第7条 議員及び議会事務局職員は、ハラスメントの関係者のプライバシーの保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。												
	7 205 白河市	4	4	1	1					2	2	3	4		2		
	7 207 須賀川市	4	2	3						3		3	4		3		
	7 208 喜多方市	4	4	3						3		3	1		1	喜多方市地域防災計画 (承認) 第3条 議員は、議長の承認を受けたときは、別表に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができるものとする。 第2章 災害予防計画 第11節 避難対策 第8 男女共同参画等の視点に基づく避難所運営の推進 市は、男女共同参画の視点から、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署の役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努める。 また、避難所運営にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の多様な意見が反映されるよう配慮する。	
	7 209 相馬市	4	4	3						3		3	1		2	相馬市議会議員の身上等の届出に関する要領 (通称名使用届等) 第3条 前条の規定により届出た氏名に替えて通称名を使用する場合は、通称名使用届(様式第2号)により届け出なければならない。	
	7 210 二本松市	4	4	3						3		3	4		2		
	7 211 田村市	4	4	3						2	3	3	4		2		
	7 212 南相馬市	4	4	3						3		3	2		2		
	7 213 伊達市	4	4	3						1	1	3	4		2		
	7 214 本宮市	4	4	3						3		3	3		2		
	7 301 桑折町	4	4	1			3 関連するパンフレットを配布し、周知している			3		3	2		3		
	7 303 国見町	4	4	3						3		3	4		3		
	7 308 川俣町	4	4	3						3		3	4		2		
	7 322 大玉村	4	4	2						2	2	2	4		2		
	7 342 鎌石町	4	4	2						3		3	4		2		
	7 344 天栄村	4	4	3						3		3	4		2		

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割		
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選じた場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選じた場合該当部分の規定を記入してください。	
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント(ハラスメント)の防止に関する倫理防規正 2. 議員向け研修を 3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)			
7	362	下郷町	4	4	1	1		3		3		4		2	
7	364	檜枝岐村	4	2	3			3		3		4	1	檜枝岐村地域防災計画 男女双方の視点に配慮した防災を進めるための防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。	
7	367	只見町	4	4	3			2	2	3		4	2		
7	368	南会津町	4	4	2			2	3	3		4	2		
7	402	北塩原村	4	4	3			3		3		4	2		
7	405	西会津町	4	4	2			2	3	2		4	3		
7	407	磐梯町	4	4	3			1	2	3		4	2		
7	408	猪苗代町	4	4	3			3		3		4	2		
7	421	会津坂下町	4	4	3			3		3		4	2		
7	422	湯川村	4	4	3			3		3		3	2		
7	423	柳津町	4	4	3			3		3		4	2		
7	444	三島町	4	4	2			2		2		4	2		
7	445	金山町	4	4	3			3		3		4	3		
7	446	昭和村	4	4	3			3		3		4	3		
7	447	会津美里町	4	4	1	1		1	2	2		4	2		
7	461	西郷村	4	4	3			3		3		4	2		
7	464	泉崎村	4	4	3			3		3		4	3		
7	465	中島村	4	4	3			3		3		4	2		
7	466	矢吹町	4	4	3			3		3		4	1	矢吹町地域防災計画 4 男女共同参画の視点に基づく避難所運営等は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等被災者一人ひとりの多様な視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配付、男女ベアによる巡回整備や防犯ブザーの配布等による避難所の安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。	

都 市		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割		
道 区	府 町	区	問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12-12 問12-11で、1. を選択した場合該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1. を選択した場合該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1. を選択した場合該部分の規定を記入してください。
府 町	区	町				に1 関 定すハ 等 るラ ス	に 関 定すハ 等 るラ ス	に 関 定すハ 等 るラ ス									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る	を 設 置 し て い る									
府 町	区	町				を 設 置 し て い る											